

令和6年7月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

**携帯型電気冷蔵庫（充電式）、電動草刈機（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について**

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 5件  
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、  
照明器具1件、携帯型電気冷蔵庫（充電式）1件、  
ノートパソコン1件、電動草刈機（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
（うち電子レンジ1件、電動車いす（ハンドル形）1件、  
ノートパソコン1件、戸別受信機1件、電子レンジ1件、  
ラバー（卓球用）1件、ディスペンサー（電池式、ソープ用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202201005、A202300485、A202300610、A202300616を除く。）。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号       | 事故発生日       | 報告受理日     | 製品名               | 被害状況 | 事故内容  | 事故発生都道府県 | 備考   |
|------------|-------------|-----------|-------------------|------|---|----------|--|
| A202400391 | 令和6年7月3日    | 令和6年7月25日 | 電子レンジ             | 火災   | 事業所で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の庫内の残物から発火し、給電力バーを焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 滋賀県      | 製造から25年以上経過した製品  |
| A202400392 | 令和6年7月17日   | 令和6年7月26日 | 電動車いす(ハンドル形)      | 火災   | 発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。                                | 大阪府      |  |
| A202400393 | 令和6年7月23日   | 令和6年7月26日 | ノートパソコン           | 火災   | 当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。  | 東京都      |  |
| A202400394 | 令和6年6月29日   | 令和6年7月26日 | 戸別受信機             | 火災   | 異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。                        | 大分県      | 令和6年7月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月16日 |
| A202400395 | 令和6年7月15日   | 令和6年7月26日 | 電子レンジ             | 火災   | 飲食店で当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品の庫内を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。               | 福岡県      |  |
| A202400396 | 令和6年<br>※不明 | 令和6年7月26日 | ラバー(卓球用)          | 重傷1名 | 当該製品を貼り付けたラケット(卓球用)を使用していたところ、皮膚炎を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。                               | 長野県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月16日                                 |
| A202400397 | 令和6年7月15日   | 令和6年7月26日 | ディスペンサー(電池式、ソーブ用) | 火災   | 当該製品の電池を取り替えたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。                                    | 東京都      |  |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし